

判決年月日	平成18年1月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成17年(行ケ)第10401号		

本件審決は補正発明と引用発明との一致点の認定を誤って相違点を看過したものであるとして、審決が取り消された事例

(関連条文) 特許法29条2項

Xは、発明の名称を「建物およびその維持管理システム」とする特許出願をしたが、拒絶査定を受けた。

Xが不服審判を請求し、明細書について特許請求の範囲等の補正をしたが、特許庁は、補正後の請求項1に記載された発明（補正発明）は進歩性を有しないとして、補正を却下した上、「本件審判の請求は、成り立たない。」との本件審決をしたため、Xがその取消を求めて本件訴訟を提起した。

判決は、次のとおり判示して、本件審決を取り消した。

「刊行物1記載の発明は、補正発明の前記（b）,（c）の構成を備えたものとは認められず、本件審決が、補正発明と刊行物1記載の発明との一致点として、『基本躯体、外装部材および埋設設備部材』について、『前記基本躯体の耐用年数の整数分の1のメンテナンス間隔であり、前記基本躯体の耐用年数を基準に、下位のメンテナンス間隔が上位のメンテナンス間隔全てに対して整数分の1のメンテナンス間隔とされ』ていると認定したのは誤りであり、本件審決がこの点に関する補正発明と刊行物1記載の発明との相違点を看過したことは明らかである。」